**○国土交通省告示第千七十一号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

別表第一岡山空港の項中「21時30分」を「22時」に改め、同表芦屋飛行場の項中「24時間」を「7時から22時30分まで」に改め、同表福岡空港の項を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 福岡空港 | 福岡空港事務所 | 飛行場管制業務 | 福岡タワー | 24時間 |
| | | 進入管制業務 | 福岡アプローチ | 7時から22時30分まで |
| | | ターミナル・レーダー管制業務 | 福岡レーダー | |

別表第一佐賀空港の項を次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 佐賀空港 | 福岡空港事務所 | 進入管制業務 | 福岡アプローチ | 7時から22時まで |
| | | ターミナル・レーダー管制業務 | 福岡レーダー | |

別表第二福岡特別管制区の項中「24時間」を「7時から22時30分まで」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十八年十月十三日から施行する。ただし、別表第一岡山空港の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

**○国土交通省告示第千七十二号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月十五日　国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表吉備ＶＯＲの項中「（平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表鳥城ＶＯＲの項及び老原ＶＯＲの項を削り、同表八尾ＶＯＲの項を削り、同表香川ＶＯＲの項中「（平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表武蔵ＶＯＲの項中「平成14年３月21日から供用再開」を「平成28年10月13日から平成29年２月１日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　東上欄に同じ | 東上欄にＮ33° 28′ Ｅ131° 44′大分県国東市 | 117.2 | 100な | しＫＫＥ | 24時間 | 平成28年10月13日 | 国東ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |
| 百　引上欄に同じ | 東上欄にＮ31° 32′ Ｅ130° 52′鹿児島県鹿屋市 | 108.8 | 100な | しＭＨＥ | 7時30分から21時30分まで | 平成28年10月13日 | 百引ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |

第一項の表国分ＶＯＲの項中「平成12年８月10日から供用再開」を「平成28年10月13日から平成29年２月１日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　東上欄に同じ | 東上欄にＮ33° 28′ Ｅ131° 44′大分県国東市 | 1,206 | 1.0な | しＫＫＥ | 24時間 | 平成28年10月13日 | 国東ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |
| 百　引上欄に同じ | 東上欄にＮ31° 32′ Ｅ130° 52′鹿児島県鹿屋市 | 986 | 1.5な | しＭＨＥ | 7時30分から21時30分まで | 平成28年10月13日 | 百引ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |

第四項の表国分ＤＭＥの項中「平成12年８月10日から供用再開」を「平成28年10月13日から平成29年２月１日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　東上欄に同じ | 東上欄にＮ33° 28′ Ｅ131° 44′大分県国東市 | 1,206 | 1.0な | しＫＫＥ | 24時間 | 平成28年10月13日 | 国東ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |
| 百　引上欄に同じ | 東上欄にＮ31° 32′ Ｅ130° 52′鹿児島県鹿屋市 | 986 | 1.5な | しＭＨＥ | 7時30分から21時30分まで | 平成28年10月13日 | 百引ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |

第三項の表岡山ＩＬＳの項中「068°」を「067°」に、「21時30分」を「22時」に改める。

第四項の表吉備ＤＭＥの項中「（平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表鳥城ＤＭＥの項及び老原ＤＭＥの項を削り、同表八尾ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表香川ＤＭＥの項中「（平成28年６月23日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表武蔵ＤＭＥの項中「平成14年３月21日から供用再開」を「平成28年10月13日から平成29年２月１日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国　東上欄に同じ | 東上欄にＮ33° 28′ Ｅ131° 44′大分県国東市 | 1,206 | 1.0な | しＫＫＥ | 24時間 | 平成28年10月13日 | 国東ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |
| 百　引上欄に同じ | 東上欄にＮ31° 32′ Ｅ130° 52′鹿児島県鹿屋市 | 986 | 1.5な | しＭＨＥ | 7時30分から21時30分まで | 平成28年10月13日 | 百引ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用 | | |

**附　則**

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。ただし、第一項の表武蔵ＶＯＲの項の改正規定、同表国東ＶＯＲの項を加える改正規定、同表国分ＶＯＲの項の改正規定、同表百引ＶＯＲの項を加える改正規定、第四項の表武蔵ＤＭＥの項の改正規定、同表国東ＤＭＥの項を加える改正規定、第三項の表岡山ＩＬＳの項の改正規定（「21時30分まで」を「22時まで」に改める部分に限る。）は平成二十八年十月三十日から施行する。

**○防衛省告示第百九十号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年九月十五日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

期間　平成二十八年九月二十二日から同年十一月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三一度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三一度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。